

京都市道路附属物自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年8月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第36号

京都市道路附属物自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市道路附属物自転車等駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号ア中「2,700円」を「2,800円」に、同項第2号中「4,500円」を「4,700円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の京都市道路附属物自転車等駐車場条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による駐車料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の駐車に係る駐車料金について適用し、施行日前の駐車に係る駐車料金については、なお従前の例による。

(建設局都市整備部市街地整備課)